

東北大学学際科学フロンティア研究所テニュアトラック制度に関する内規

制定 2019年5月14日

研 究 所 長 裁 定

改正 2021年5月18日

2022年7月27日

2023年5月29日

2025年5月8日

(趣旨)

第1条 この内規は、「学際科学フロンティア研究所の新たな人事戦略」(2024年10月28日運営委員会承認)に基づく東北大学学際科学フロンティア研究所(以下「本研究所」という。)におけるテニュアトラック制度に関する事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 人事戦略会議を経て国際卓越研究者として任期を定めて採用された本研究所の教員が、任期後に上位職の任期の定めのない教員として本研究所において世界トップレベル研究を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 テニュア 国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規第46号)第2条第2項に規定する教員のうち、任期の定めのない教員としての身分
- 二 テニュアトラック制度 テニュアトラック期間満了時までに、上位職のテニュア付与に係る審査を行う仕組み
- 三 テニュアトラック教員 テニュアトラック制度により雇用された教員
- 四 テニュアトラック期間 テニュアトラック制度により雇用されてから5年の期間
- 五 テニュア審査 本研究所で雇用されるテニュアトラック教員を本研究所で上位職のテニュア教員として雇用することの適否に係る審査

(テニュアトラック教員の職名)

第4条 テニュアトラック教員の職名は、助教とする。

(テニュアトラック教員の任期)

第5条 テニュアトラック教員の任期は、国立大学法人東北大学教員の任期に関する規程

(平成16年規第72号)に定めるところによる。

(テニユアトラック教員の給与)

第6条 テニユアトラック教員の給与は、国立大学法人東北大学職員給与規程(平成16年規第55号)第1条の2第3号に定める第3号年俸制を適用するものとする。

(同意)

第7条 テニユアトラック教員を雇用する場合にあっては、テニユアトラック制度が適用されることについて、労働条件通知書により雇用される本人の同意を得るものとする。

2 前項の同意を得る際に、テニユア審査等の実施基準について、併せて明示するものとする。

(テニユア審査委員会)

第8条 本研究所にテニユア審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 本研究所内のテニユアトラック制度に関すること
- 二 テニユア審査に関すること

(委員会の構成)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 各領域の教授(主査及び副査)
- 三 本研究所の専任の教授
- 四 研究所長が指名した者

(委員会の委員長)

第10条 委員会の委員長は、研究所長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会務を総理する。

(中間評価)

第11条 委員会はテニユアトラック教員採用後3年度目に中間評価を行う。

2 中間評価の詳細については、別に定める。

(テニユア審査)

第12条 委員会はテニユア審査を年1回行う。

2 委員会は、テニユアトラック教員のテニユアトラック期間満了直前の委員会において、

テニユア審査を行う。なお、中間評価において顕著な業績を挙げたと認められたテニユアトラック教員がテニユアトラック期間満了直前の委員会より前に実施される委員会でのテニユア審査を希望する場合は、テニユアトラック期間満了直前の委員会とは別に1回に限り、テニユアトラック期間満了の前年度又は前々年度の委員会でテニユア審査を行う。

- 3 テニユア審査の結果は、本研究所運営委員会の議を経て、別紙1のテニユア審査結果通知書により、本人に通知する。
- 4 テニユア審査の実施基準等については、別に定める。

(審査後の処遇)

- 第13条 前条第1項におけるテニユア審査に合格したテニユアトラック教員は、テニユアを付与した准教授とする。
- 2 前条第1項におけるテニユア審査のうちテニユアトラック教員のテニユアトラック期間満了直前の委員会におけるテニユア審査に不合格であった者は、任期満了をもって退職とする。

(テニユア審査結果に対する不服申し立て)

- 第14条 テニユア審査を受けたテニユアトラック教員は、当該審査結果に対し、不服がある場合には、別紙2の申立書により、研究所長に対し不服申し立てを行うことができる。なお、不服申し立ては、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して、14日以内に行わなければならない。
- 2 研究所長は、前項の申し立てに基づき、委員会において再審査を行い、その結果をテニユアトラック教員に通知するものとする。なお、結果は、申立書を受理してから、3か月後までに本人に通知するものとする。
- 3 委員会で再審査を行う場合には、新規の委員を加えるものとする。

(テニユアトラック期間の延長)

- 第15条 テニユアトラック期間中、テニユアトラック教員が育児休業・介護休業等を取得した場合において、当該休業等の期間の範囲内でテニユアトラック期間を延長することができるものとする。

(雑則)

- 第16条 この内規に定めるもののほか、テニユアトラック制度の実施に関し必要な事項は、研究所長が別に定める。

附 則

この内規は、2019年5月14日から施行し、2018年9月18日から適用する。

附 則（2021年5月18日改正）

この内規は、2021年5月18日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則（2022年7月27日改正）

この内規は、2022年7月27日から施行し、2022年4月1日から適用する。

附 則（2023年5月29日改正）

この内規は、2023年5月29日から施行し、2023年4月1日から適用する。

附 則（2025年5月8日改正）

- 1 この内規は、2026年4月1日から施行する。
- 2 「学際科学フロンティア研究所テニュアトラック制度に関する内規に対する補足（2021年5月18日制定、2023年5月29日改正）」は廃止する。
- 3 施行日前に雇用されたテニュアトラック教員には、改正前の内規（2023年5月29日改正）及び廃止前の内規に対する補足（2023年5月29日改正）を適用する。

(別紙 1)

年 月 日

XXXXXXXX 殿

東北大学学際科学フロンティア研究所長

XXXXXXXX

テニユア審査結果通知書

東北大学学際科学フロンティア研究所テニユアトラック制度に関する内規第 11 条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. テニユア審査の結果 可・否
2. 審査結果の要旨
3. 備考

以上

(別紙2)

申 立 書

年 月 日

東北大学学際科学フロンティア研究所長 殿

(氏名)

私は、東北大学学際科学フロンティア研究所テニユア審査委員会によるテニユア審査の結果、上位職のテニユア付与を認めないこととなった旨の通知を受けましたが、東北大学学際科学フロンティア研究所テニユアトラック制度に関する内規第13条の規定に基づき、以下の理由により不服申し立てをいたします。

〔審査結果の通知を受けた日〕 年 月 日

〔理由〕 XXXXXXXX

〔添付資料〕

・ XXXXXXXX